NEWS LETTER 顧客相談

サポート通信

2010.3. Vol.1

発行:行政書士 ほこだて法務事務所 〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15 TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目 次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『兄弟4人の遺産分割案件』
- ・顧客相談引き出しメモ・・・『お客様に「遺言書を書いてみては?」と助言するとき』
- ・編集後記



身近な法律手続アドバイザー 行政書士 鉾立 榮一朗 (ほこだて えいいちろう) 事業承継アドバイザー ECA 宅地建物取引主任者 ビジネス法務エキスパート®

1974 年生れ おひつじ座 B型 趣味:キャンプ、登山、サッカー 事務所代表者ブログを執筆中↓ 刺激をシェアしよう! 検索

<ごあいさつ>

こんにちは。確定申告が終わり、ほっとしている行政書士のほこだてです。

丸一日パソコンと向き合い、経費関係の領収書、預金通帳の取引などを会 計ソフトにひたすら入力!入力! 結構大変ですが、ソフトの機能に助け られて無事青色申告決算書が完成しました。

ちなみに、私のような士業には、会計上の「売上原価=仕入れ」は基本的 にありませんが、現実は、「知識や情報を仕入れ」て「知恵を売る」よう な商売です。

書籍やセミナーなどで仕入れた知識や情報をしっかりアウトプットする ことで、今後もお客様へのサービス向上に努めたいと思います。

-<サポート事例>-

『遺産の配分をめぐって長男と次男が対立』

高齢の両親が相次いで亡くなり、相続人は兄弟4 人。大田区の信用金庫職員様のご案内ではじめて ご長男様とお会いしお話を伺ったところ、相続税 の申告、不動産登記が必要な案件と判明したので、 提携する税理士、司法書士の先生と連携して手続 を進めることになりました。

相続財産は、大田区の自宅(土地・建物)と横浜 の貸家、それに取引先の信用金庫に残された預貯 金です。遺産の分割については、長男が自宅を取 得し、貸家と預貯金は他の兄弟 3 人が取得し分配 することになりました。

ところが、長男主導で分割の話が進められたため、

次男に不満があったのでしょう。遺産の配分方法 と配分の時期をめぐって、兄弟間で意見が対立。 長男と四男、次男と三男がそれぞれ結束・対立し、 一時は家庭裁判所の調停を検討するほど兄弟の亀 裂は深まってしまいました。

相続手続の窓口は当事務所になっていますので、 長男からの連絡も次男からの連絡も当事務所に入 ります。紛争にならないように細心の注意を払い ながら手続きを進め、結果的には兄弟全員が納得 いくように遺産分割協議を調整することができま した。

両親が亡くなったときに、兄弟が遺産分割協議で もめる典型的なケースといえるでしょう。

 \bigcirc

ア 1 ル 1= 綴じて保存できま す

0

つづきは裏面へ →

-<サポート事例>-

『お客様が一番知りたかったこと』

自宅、貸家の名義、預貯金の配分を定めた遺産分 割協議書に兄弟全員が調印。不動産登記も済ませ、 ご依頼から3ヵ月後にようやく相続税の申告まで 終わりました。

手続き中、お客様がずっと気にされていたのは、 今回の相続で、税金や手続費用など、各自が支払 う金額がトータルでいくらになるのかということ でした。

つまり、お客様が一番知りたかったことは、「各自 に配分される遺産は決まったけど、結局手残りは いくらになるのか?」ということ。

特に次男様は、自宅の建て替え計画を進めており、 早急に手元に残る金額を知る必要があったようで す。

行政書士としての業務は遺産分割協議書の作成ま でです。しかし、お客様にとっては、遺産を分割 し、税金やわれわれ専門家への報酬などをすべて 支払った後の各自の手残りが確定するまで相続は 終わりません。

相続税の申告・納付が終わり、各自の手残りが確 定。最後は兄弟そろって取引先の信用金庫に出向 き、各々の口座を新規でつくりました。

こうして、お客様にとっての相続がようやくクロ ージングしたのでした。

-<顧客相談引き出しメモ>-

言するとき』

ここに、ある**データ**があります。

「家庭裁判所に持ち込まれる相続に関する相談件 数は年間15万件を超え、ここ10年間で倍増」 (2008年 最高裁判所調べ)

なぜ、人は相続でもめるのでしょうか?その大き な原因となるのが、「遺産の分割」です。相続でも める原因の多くが、残された財産が円滑に分けら れないことにあるのです。

では、残された相続人がもめないためにはどうし たら良いのでしょう?

『お客様に「遺言書を書いてみては?」と助 」それにはズバリ、元気なうちに遺言書を書いてお くことをおすすめします。

実際に、遺言書を書く人は年々増えています。

「本人が書いた『自筆証書遺言』を裁判所が認め る検認数は年1万3000件を突破し、過去5年 で2割増加」(2008年 最高裁判所調べ)

「専門家に作成を依頼する『公正証書遺言』も作 成件数が年7万6000件と2割増加」(2008年 日本公証人連合会調べ)

お客様に「遺言書を書いてみては?」と助言する とき、**具体的なデータを示す**とよいかもしれませ んね。

<編集後記>

国民のテレビ離れといわれて久しいですが、みな さんはテレビをよくご覧になっていますか? 私も一時期にくらべてテレビを見る回数はめっき り減ったのですが、気になる番組はついつい見て しまいます。最近見るのは、行政書士補助者が主 人公のドラマ『特上カバチ!!』。お客様とお話しす るときに何かと話題に上るので、毎回どんなスト ーリーなのかをチェックしています。(^^;;

行政書士 ほこだて法務事務所は、法律手続の助言・提案・代行を通じ、 "お客様のハッピーな将来を実現する"お手伝いをしております。

<主要業務>

■ 個人のお客様

相続手続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買 底地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社設立・法人成り 営業許認可申請 契約書作成 資金調達 事業承継計画サポート 借入金整理

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナーの企画に ついてもお気軽にご相談ください。(内容:「顧客相談の対応力 アップ」、「相続・遺言 無料相談会」、「遺言書作成講座」など)



ご相談承ります。地域密着の身近な法律手続アドバイザー

行政書士 ほこだて法務事務所

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15

相談業務に役立つ小冊子 『間違いのない遺言書 の書き方 5つのチェッ クポイント』 無料請求受付中

(9:00~20:00 **)** 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781 日祝休

┗。ホームページ http://www.hokodate-jimusyo.com ≫│ほこだて法務事務所│検索□